



医療福祉費支給制度(マル福制度)

はぐくみ医療費支給制度

「医療福祉費支給制度(マル福制度)」は、妊産婦、小児、ひとり親家庭の親子、重度心身障がい者のみなさんに対して、医療費の一部を助成する制度です。市の独自事業「はぐくみ医療費支給制度」は、マル福制度の対象年齢や所得制限により助成を受けられない妊産婦やお子さん、マル福妊産婦対象疾病以外の妊産婦の医療費を助成する制度です。

種別	対象	対象期間	助成内容	所得制限額※1	更新
妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦(産婦人科医などで受診するときのみ有効)	母子健康手帳交付月の初日～出産月の翌月末	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費	本人又は配偶者の所得が630万円未満(扶養1人増で38万円加算)かつ同居する家族の所得が1,000万円未満	不要
小児	0～18歳(中学・高校生は入院のみ該当)	出生日～高校3年生の3月31日	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費	父又は母の所得が630万円未満(扶養1人増で38万円加算)かつ同居する家族の所得が1,000万円未満	誕生月の下旬※3
ひとり親	①離婚・死別などにより配偶者のいない人で、18歳未満の子を監護している親とその子(条件有り)※4 ②両親のいない子	申請の日～子が18歳になった年の3月31日※5	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費	親の所得が309万6千円未満(扶養1人増で38万円加算)かつ同居する家族の所得が1,000万円未満	6月下旬
重度心身障がい者など	①身体障害者手帳1・2級(内部障がいは3級まで) ②療育手帳の㉔・A判定(B判定の場合は身体障害者手帳3級保持者) ③障害年金1級 ④精神障害者福祉手帳1級 ⑤65歳以上の方は、①②③④のいずれかに該当し、後期高齢者医療制度に加入した人 ⑥特別児童扶養手当1級に該当する児童	手帳交付月の初日～	保険診療分の医療費	本人の所得が520万9千円未満(扶養1人増で38万円加算)かつ同居する家族の所得が636万7千円未満(扶養1人のときは661万円6千円未満、以下扶養1人増で21万3千円加算)	6月下旬
はぐくみ妊産婦	母子健康手帳の交付を受けた妊産婦で、 ①所得制限により妊産婦マル福を受けられない人 ②マル福制度対象疾病以外の疾病を助成	母子健康手帳交付月の初日～出産月の翌月末	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費助成は償還払い※6	なし	不要
はぐくみ0～18歳のお子さん	中学・高校生(外来)、所得制限によりマル福を受けられない人で0歳～18歳	出生日～高校3年生の3月31日	保険診療分の医療費で、外来・入院自己負担金※2を超える医療費	なし	誕生月の下旬※3

※1 各区分における所得制限額は、定額控除(8万円)を加えた額です。

※2 外来・入院の自己負担金について(調剤薬局は除く)

外来自己負担金…1医療機関につき1日600円(600円未満はその額)・月2回まで

入院自己負担金…1医療機関につき1日300円(月3,000円限度)

※3 1日生まれの子は、前月の下旬になります。

※4 配偶者が重度心身障がい者などに該当し、一定期間を経過すると、その家族(18歳未満の子がいる場合)もひとり親に準じるものとして認定されます。

※5 子が重度心身障がい者などに該当している場合や高校在学中は、申請により20歳まで延長される場合があります。

※6 医療機関窓口でいったん支払いを済ませ、診療月の翌以降に申請が必要です。

■マル福・はぐくみ医療福祉制度は申請により適用されます。申請が遅れたときは、申請月から適用されます。

■交通事故などの第三者行為や学校でのけがについては、基本的に対象外です。